

再審事件における犯罪被害者の制度

法制審刑事法(再審関係)部会 委員 山本 剛

1999 年	被害者等通知制度
2005 年 11 月 1 日	公判前整理手続制度
2008 年 12 月 1 日	被害者参加制度
2009 年 5 月 21 日	裁判員制度

11 再審請求審又は再審公判における被害者参加

(1) 再審請求審における被害者参加を認めることとするか

被害者参加制度

公判期日への出席(刑訴 316 の 34)、検察官の説明義務(刑訴 316 の 35)

証人尋問(刑訴 316 の 36)、被告人質問(刑訴 316 の 37)、意見陳述(刑訴 316 の 38)

(2) 再審公判における被害者参加に関する規定を改めることとするか

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(法律第九十五号(平19・6・27))

附則 (経過措置)第三条

：平成 20 年 12 月 1 日より前に起訴された事件、同日より前に確定した事件についての再審公判は被害者参加をすることはできない

14 その他

○ 再審請求に関する事項を被害者等通知制度の対象とするか

被害者等通知制度に基づく通知の内容(抜粋)

(1)事件の処理結果については、公判請求(中略)、家庭裁判所送致の別及び処理年月日

(2)公判期日については、係属裁判所及び公判日時

(3)刑事裁判の結果については、主文(中略)、裁判年月日、裁判の確定及び上訴

(4)公訴事実の要旨(中略)並びに公判経過等(1)から(3)までの事項に準ずる事項

(5)有罪裁判確定後の加害者に関する事項

ア 拘禁刑の執行終了(中略)、刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項

イ (以下省略)

(6)(5)に準ずる事項

(7)死刑を執行した事実

以上